

発議案第11号

八千代市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年3月20日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	嵐	芳	隆	印	
	同	木	下	映	実	印
	同	海老原	高	義	印	
	同	成	田	忠	志	印
	同	堀	口	明	子	印
	同	原	弘	志	印	
	同	横	田	誠	三	印
	同	西	村	幸	吉	印
	同	皆	川	知	子	印

提案理由

財政事情を考慮し、会派に対し交付する政務活動費を議員の任期中減額する。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

八千代市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

（政務活動費の交付額の特例）

- 2 平成26年4月1日から平成27年1月14日までの間、第3条第1項の規定の適用については、同項中「40,000円」とあるのは「30,000円」とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。